<u>令和8年度瀬戸内市立</u>幼稚園預かり保育について

瀬戸内市教育委員会

【預かり保育の趣旨】

瀬戸内市立幼稚園の教育時間終了後、幼稚園の管理下において、希望する在園児を当該施設で預かり、保育することにより、園児の心身の健全な発達を図るとともに、保護者の子育てを支援する。

【概要】

対象者	市内幼稚園へ通園している園児
時間等	(1)月曜日から金曜日までの降園時から午後6時まで (長期休業期間中は、午前8時30分から午後6時まで 登園は午前8時から可) (2)預かり保育を行わない日…土曜日、日曜日、祝日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日)、長期休業中における瀬戸内市教育委員会が定める学校園閉庁日、12月29日から翌年1月3日まで、振替休業日及び臨時休園日
保育料	園児1人につき、 1日450円 ※ただし、施設等利用給付認定を受けた方は、認定期間中は徴収無し。
その他	 (1)長期休業期間中は、弁当持参になります。 (2)預かり保育中のおやつは持参になります。 (3)新入園児については、原則として入園式以降に行います。 (4) 4歳児の年度当初における給食については各幼稚園で違いますので、園長に確認してください。 (5) 3歳児については6月からの受け入れ(午後保育の日のみ)となります。詳細については各幼稚園にお問い合わせください。 (6)預かり保育中に暴風雨等で警報が発令された場合や発熱等の体調の変化があった場合は、迎えをお願いします。

【申込方法】

○ 「預かり保育願」を、必要事項(希望日等)を記入の上、必ず園に提出してください。

【預かり保育料の集金】

- 〇 保育料は月末締めで、翌月の始めに各幼稚園での<u>『スクペイ』</u>による集金で納めていただきます。決済手数料は市の負担になります。
 - ※「施設等利用給付認定」を受けた方は、現物給付となり、預かり保育料は徴収しません。

